

契約規則第 35 条第 1 項第 3 号に定める「契約を履行しないこと
となるおそれがないと認められるとき」の取り扱いについて

制 定 平成 27 年 12 月 1 日
最近改正 令和 4 年 7 月 1 日
大阪広域環境施設組合

大阪広域環境施設組合契約規則第 35 条第 1 項第 3 号に定める「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」の取り扱いについて、次のとおり定める。

- 1 契約規則第 35 条第 1 項第 3 号に定める「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときのみとし、いずれにも該当しない場合は、契約保証金の納付を必要とする。
 - (1) 工事請負契約以外の契約については、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて誠実に履行したと認められるとき。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定により随意契約を締結するとき。ただし、工事請負契約については、第 5 号の規定により随意契約を締結する場合に限る。
 - (3) 契約金額が 500 万円未満であるとき。
 - (4) 工事請負契約においては、その工期が 60 日未満のもの。

2 対象となる契約

大阪広域環境施設組合で行う不動産以外の物件の買入及び借入契約、工事請負契約、業務委託契約、その他の請負契約（印刷、製本、製造、加工、修繕）

3 契約保証金を免除する際の提出書類

1 (1)に該当し、契約保証金を免除する場合には、落札者等の実績調書（別紙）の提出を求める。

なお、記載した実績の確認を行うため、契約書の写し（双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ）の提出も求める。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 12 月 1 日から適用します。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 2 月 29 日から適用します。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 7 月 1 日から適用します。

附 則

この取扱いは、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

実績調書

案件名称	
契約金額	
発注者名	
契約日	
履行期限 (履行期間)	
案件概要	
備考	

※契約日から過去2年以内に(注1) 履行が完了している(注2) 国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。